

標記新聞社ノ勞働爭議ニ就テハ既報ノ處其後折衝ノ結果解決シタルガ狀況左記ノ通りニ有之

記

一事業主側ノ態度決定

新聞社側幹部ハ八月一日會議ヲ開キ協議ノ結果左ノ通り態度ヲ決シ八月二日出頭スベキ旨ヲ被解雇者九

名ニ通告セリ

一社規ニ依ル手當金ハ從來通りノコト

二工場法規ニ依ル手當ハ二週間分支給スルコト

三右ノ外印刷部長ノ責任支出ノ意味ニテ日給三十日

分ヲ支給スルコト

四右条件ヲ万一拒絶セル場合ハ日本銀行ニ供託スル

コト

今回ノ問題ニ就テハ自今一切面會ヲ拒絶ス又一私人トシテモ亦全様トス

二交渉狀況

二日午前十時本社ニ於テ被解雇者九名ハ印刷部長ニ

會見シタルニ印刷部長ハ前記一乃至三ノ手當支給案

ヲ示シ右ハ社トシテ最善ノ優遇法ナルヲ以テ希望ニ

及スルヤモ計ラレザルモ自分等ノ意アル處ヲ諒察セ

ラシ度オ旨ヲ述べタルニ被解雇者等モ印刷部長ノ盡

力ヲ謝シ承諾シタルヲ以テ別記覺書ヲ交換ノ上即時

現金ニテ諸手當ヲ支給全ク解決シタリ

右及申(通)報後也